

## 1. 事業の必要性・概要

東日本大震災においては、地震と津波により膨大な量の災害廃棄物が発生している。特に岩手、宮城、福島の前3県の沿岸部においては、約1,800万トンを超える災害廃棄物が発生しているものと推計されている。

多くの被災市町村では、甚大な被害を受け、災害廃棄物の処理が困難だけでなく、人材や技術的知見が不足している。また、県内での処理を最大限進めているものの、県内処理のみでは、岩手県・宮城県においては、目標としている平成25年度末までに処理を終了させることが困難となっており、広域処理が必要となっている。

さらに、広域処理の受入れ地域によっては広域処理に伴う風評被害に対する懸念が強く、広域処理を円滑に進める上で、政府をあげての風評対策に取り組むことを、関係閣僚会合において決定している。

以上を踏まえ、災害廃棄物の被災地での迅速な処理及び広域処理の円滑な実施のため、関係自治体に対する支援や広報等を行う。

## 2. 事業計画（業務内容）

- (1) 災害廃棄物の円滑な処理を行うため、被災県に専門家（コンサルタント等）を派遣し、市町村の処理事業を支援するとともに、東北地方環境事務所の職員と専門家が被災自治体を個別に訪問し、災害廃棄物処理に係る指導、助言を直接行う。
- (2) 東北地方環境事務所内に、災害廃棄物の広域的な処理に係る助言・調整を行う機能を設置する。
- (3) 広域処理に関する安全性に対する普及啓発、わかりやすい情報提供、効果的なリスクコミュニケーションを総合的かつ戦略的に進める。
- (4) 災害廃棄物を受け入れる自治体住民の不安を解消するため、放射能測定や広報等に係る支援等を行う。

## 3. 施策の効果

広域処理と県内処理により、目標としている平成25年度末までの災害廃棄物の処理が終了する。

支出先:民間団体等

## 3県(岩手県、宮城県、福島県)の沿岸37市町村の処理状況(7月末現在)

	災害廃棄物等推計量(万t)	災害廃棄物			津波堆積物			仮置場設置数
		推計量(万t)	処理・処分		推計量(万t)	処理・処分		
			量(万t)	割合(%)		量(万t)	割合(%)	
岩手県	525	395	74	19	130	0	0	79
宮城県	1,873	1,200	306	25	672	41	6	128
福島県	367	216	27	12	151	1	1	23
合計	2,765	1,811	407	22	954	42	4	230

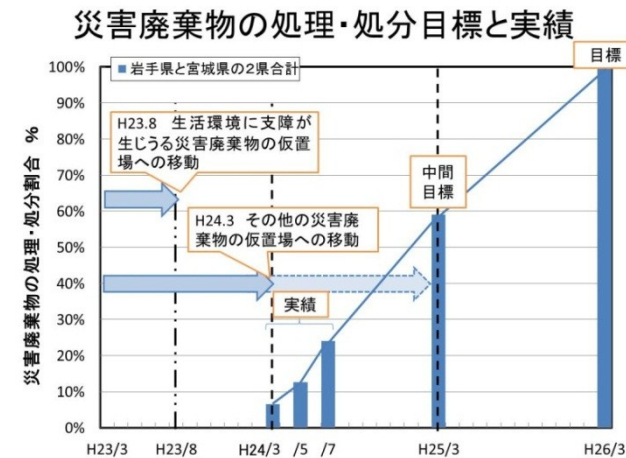
被災地の復旧・復興のためには、災害廃棄物の迅速な撤去・処理が大前提

## 災害廃棄物の処理の工程表・目標

災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合(第4回)で承認

### ○処理・処分の目標

- 処理・処分の目標:平成25年度末に完了。
- 岩手県及び宮城県の沿岸市町村を対象に中間目標(平成24年度末に約6割)を設定。



### ○進捗管理

- 処理の進捗状況を毎月確認。
- 結果に応じて必要な施策を講じることにより、確実な目標達成を図る。

## 被災県・市町村に対する人的支援、技術支援

- I 3県に職員と技術者を常駐させ、県内支援チームを設置
- II 被災市町村への巡回訪問等による技術支援
- III 再生資材の活用に係るマッチング調整 等

被災地では、仮設焼却施設等を設けて処理を実施中。県内処理のさらなる拡大を実施しているが、県内のみではなお処理が間に合わない。



## 広域処理の調整状況と今後の方針

○広域処理必要量(7月末現在) (単位:万t)

○広域処理の調整状況と今後の方針

	可燃物	木くず	不燃混合物	漁具漁網	合計
岩手県	17	12	5	8	42
宮城県	39	40	48	0	127
合計	56	52	53	8	169

広域処理の調整方針	
岩手県	・可燃物・木くず(約24万t): 受入を具体的に調整中※1 ・不燃混合物: 当面県内の再生利用等を調整 ・漁具・漁網(約8万t): 新たな受入先も含め要調整
宮城県	・可燃物(約28万t): 受入を具体的に調整中※2 ・木くず(約29万t): 再生利用に限定し近県で調整 ・不燃混合物(約43万t): 新たな受入先も含め要調整
要調整量	約32万トン
要調整量	約100万トン

## 広域処理の促進

- I 広域処理のマッチング調整、受入のための説明会へ職員や専門課の派遣
- II 東北地方環境事務所内に、地方公共団体に対して災害廃棄物の広域的な処理に係る助言・調整を行う相談窓口を設置して対応

※岩手県については10万t、宮城県については27万tが既に調整済み(既に実施済み又は実施中の広域処理(7月末現在、1都7県29件)による処理済み量又は処理見込み量)

※1:青森県、秋田県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、静岡県、富山県、石川県、福井県、三重県、大阪府との調整  
※2:山形県、茨城県、栃木県、東京都、福岡県(北九州市)、受入実績のある自治体との調整

# 災害廃棄物広域処理等支援事業

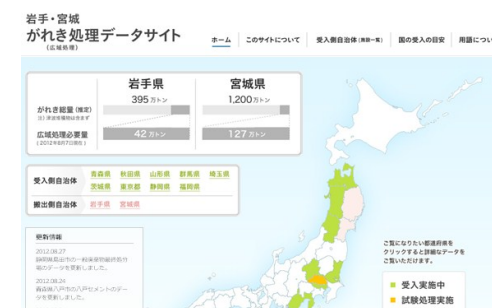
- 広域処理に関する安全性に対する普及啓発、わかりやすい情報提供、効果的なリスクコミュニケーションを総合的かつ戦略的に進める。
- 災害廃棄物を受け入れる自治体住民の不安を解消するため、放射能測定や広報等に係る支援等を行う。

## 広域処理の普及啓発、情報提供等

- ・わかりやすい情報提供ツール(HPやチラシ、パンフレット)の開発
- ・広域処理の必要性や安全性に関する説明資料等の作成、関連する情報や事例の調査・分析
- ・被災地の状況や処理の進捗状況等の記録
- ・メディアを活用した広報の実施、報道への対応
- ・広域処理に関連する問い合わせ等に関する対応(コールセンター)
- ・被災地の視察受入れの支援等



広域処理情報サイト

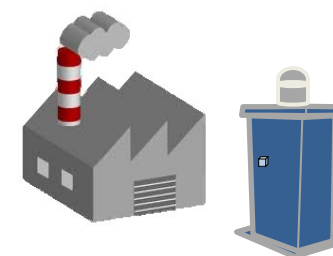


がれき処理データサイト

## 災害廃棄物の受入れ自治体の支援

- ・受入れ自治体住民の安心の確保のための放射能濃度測定、簡易型モニタリングポスト設置
- ・自治体が行う広報への支援
- ・関係各省庁及び自治体と連携した風評対策の実施 等

## 放射線モニタリング情報の全国発信 (周辺環境の常時測定と全国ネットでの公開)



受入自治体の状況に応じ、処理施設周辺環境等の空間線量を常時測定し、その結果をリアルタイムで全国に発信